

新事業創出促進法

(平成十年法律第五十二号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、技術、人材その他の我が国に蓄積された産業資源を活用しつつ、創業等、新商品の生産若しくは新役務の提供、事業の方式の改善その他の新たな事業の創出を促進するため、個人による創業及び新たに企業を設立して行う事業並びに新たな事業分野の開拓を直接支援するとともに、中小企業者の新技術を利用した事業活動を促進するための措置を講じ、併せて地域の産業資源を有効に活用して地域産業の自律的発展を促す事業環境を整備する措置を講ずることにより、活力ある経済社会を構築していくことを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 この法律において、「新事業分野開拓」とは、事業者がその事業の著しい成長発展を目指して行う事業活動であつて、新商品の生産若しくは新役務の提供又は新技術を利用した商品の生産若しくは販売若しくは役務の提供の方式の改善により、新たな事業分野の開拓を図るものをいう。

5 この法律において、「特定投資事業組合」とは、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合であつて、当該中小企業等投資事業有限責任組合がその株式を保有する同条第一項に規定する中小企業等に対して積極的な指導を行うことが確実であると見込まれるものとして経済産業省令で定める要件に該当することについて、平成十七年三月三十一日までに経済産業大臣の確認を受けたものをいう。

6 10 (略)

(基本方針)

第三条 主務大臣は、新たな事業の創出を促進するため、個人による創業及び新たに企業を設立して行う事業の開始、新事業分野開拓の促進、中小企業者の新技術を利用した事業活動に対する支援並びに技術、人材その他の地域に存在する産業資源(以下「地域産業資源」という。)を活用した事業環境の整備に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 (略)
- 一の二 新事業分野開拓の促進に関する次に掲げる事項
- イ 新事業分野開拓による新たな事業の創出の意義及び必要性に関する事項
- ロ 新事業分野開拓の内容に関する事項
- ハ その他新事業分野開拓の促進に関し配慮すべき事項

二・三 (略)

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二章 (略)

第二章の二 新事業分野開拓の促進

(実施計画の認定)

第十一条の二 新事業分野開拓を実施しようとする者(新事業分野開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。)は、当該新事業分野開拓の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成十七年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受ける

ことができる。

2 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 新事業分野開拓の目標
- 二 新事業分野開拓の内容
- 三 新事業分野開拓の実施時期
- 四 新事業分野開拓の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

3 新事業分野開拓を実施しようとする者であつて株式会社であるもの(その株式の一部を特定投資事業組合が保有しているものに限る。以下「特定会社」という。)は、前項第四号に掲げる事項に代えて、当該特定投資事業組合が保有する当該特定会社の株式の数その他当該特定投資事業組合と当該特定会社との関係に関する事項であつて主務省令で定める事項を実施計画に記載することができる。

4 実施計画には、次に掲げる計画を含めることができる。

- 一 新事業分野開拓を実施しようとする者の取締役及び従業員以外の者であつて、その知識又は技能を活用することが新事業分野開拓を実施しようとする者の事業の成長発展を図るために特に必要なものとして主務省令で定める要件に該当する者(以下「特定支援者」という。)の有効な活用に関する計画
- 二 新事業分野開拓のための事業に必要な資産の譲受けに関する計画

5 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施計画が第一号及び第二号(当該実施計画に第三項に規定する事項が記載されている場合にあつては、第一号及び第三号)に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 第二項第一号から第三号までに掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであり、かつ、当該新事業分野開拓に係る商品又は役務が事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は国民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- 二 第二項第四号に掲げる事項が新事業分野開拓を確実に実施するために適切なものであること。

三 第三項に規定する事項が特定投資事業組合による特定会社の事業活動に対する効果的な指導が確実に行われることが明らかであることを証するものとして主務省令で定める要件に該当するものであること。

(実施計画の変更等)

第十一条の三 前条第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人を含む。)は、当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、前条第一項の認定を受けた実施計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に係る新事業分野開拓を実施する者(以下「認定事業者」という。)が当該認定計画に従って新事業分野開拓のための事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第五項の規定は、第一項の認定に準用する。

(議決権のない株式の発行の特例)

第十一条の四 認定事業者であつて株式会社であるもの(以下「認定会社」という。)が、商法第二百四十二条第一項に規定する議決権のない株式を発行する場合における同条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「次ノ」とあるのは、「日ノ属スル営業年度ノ終了ノ日ヨリ二年ヲ経過シタル後招集スル」と、同条第三項中「三分ノ一」とあるのは、「二分ノ一」とする。この場合において、新株発行による変更の登記の申請書には、認定事業者である旨を証する主務大臣の書面を添付しなければならない。

2 前項の規定は、認定会社が、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第十四項に規定する証券取引所に上場されている株券又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券の発行者である会社でない場合に限り、適用する。

(新株の引受権の付与の特例)

第十一条の五 認定会社が認定計画に従って新事業分野開

拓を実施する場合(次項に規定する場合を除く。)において、取締役又は使用人である者に対し商法第二百十條ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき譲渡するために自己の株式を買い受ける場合及び同法第二百十條ノ十九第一項に規定する新株の引受権を与える場合における同法第二百十條ノ二第四項及び第二百十條ノ十九第三項の規定の適用については、同法第二百十條ノ二第四項及び第二百十條ノ十九第三項中「十分ノ一」とあるのは、「三分ノ一」とする。この場合において、新株の引受権の行使により発行すべき株式の登記の申請書には、認定事業者である旨を証する主務大臣の書面を添付しなければならない。

2 認定会社が認定計画に従って当該認定計画に記載された特定支援者(以下「認定支援者」という。)を有効に活用しつつ新事業分野開拓を実施する場合における当該認定会社に対する商法第七十五条第二項、第八十八條第二項、第二百十條ノ二第四項、第二百十條ノ六及び第二百十條ノ十九第一項から第三項までの規定の適用については、同法第七十五条第二項第四号ノ三中「取締役又は八使用人」とあるのは、「取締役、使用人又ハ新事業創出促進法第十一条の五第二項ニ定ムル認定支援者」と、第八十八條第二項第三号中「第七十五条第二項第三号乃至第六号」とあるのは、「第七十五条第二項第三号乃至第六号(第四号ノ三ヲ除ク)と、第十二号ニ掲グル事項」とあるのは、「第十二号ニ掲グル事項並ニ新事業創出促進法第十一条の五第二項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル第二百十條ノ十九第二項」と、「十分ノ一」とあるのは、「三分ノ一」と、同法第二百十條ノ六第五号中「第七十五条第二項第四号乃至第六号」とあるのは、「第七十五条第二項第四号乃至第六号(第四号ノ三ヲ除ク)と、第十二号ニ掲グル事項」とあるのは、「第十二号ニ掲グル事項並ニ新事業創出促進法第十一条の五第二項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル第二百十條ノ十九第二項」と、同法第二百十條ノ六第五号中「第七十五条第二項第四号乃至第六号」とあるのは、「第七十五条第二項第四号乃至第六号(第四号ノ三ヲ除ク)と、第十二号ニ掲グル事項」とあるのは、「第十二号ニ掲グル事項並ニ新事業創出促進法第十一条の五第二項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル第二百十條ノ十九第二項第四号ノ三

二掲グル事項」と、同法第二百十條ノ十九第一項及び第二項中「取締役又は八使用人」とあるのは、「取締役、使用人又ハ新事業創出促進法第十一条の五第二項ニ定ムル認定支援者」と、同条第三項中「十分ノ一」とあるのは、「三分ノ一」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する商法第八十八條第二項第三号に掲げる事項(取締役、使用人又は認定支援者に新株の引受権を与えることができる旨の規定に係る部分に限る。)についての設立又は変更の登記の申請書には、認定事業者である旨及び認定計画の内容を証する主務大臣の書面を、新株の引受権の行使により発行すべき株式の登記の申請書には、認定事業者である旨を証する主務大臣の書面をそれぞれ添付しなければならない。

4 前三項の規定は、認定会社が、証券取引法第十四項に規定する証券取引所に上場されている株券又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券の発行者である会社でない場合であつて、商法第二百十條ノ二第二項又は第二百十條ノ十九第二項の決議をするときに限り、適用する。

(事後設立における検査役調査に関する特例)

第十一条の六 認定会社が認定計画(第十一条の二第五項第一号及び第三号に適合するものとして認定を受けたものに限る。)に従って商法第二百四十六條第一項の契約をし、営業のために継続して使用する財産を譲り受ける場合において、当該認定会社の取締役は、当該契約が相当であることこの証明を受けるため、弁護士、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六條の二第三項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人に当該契約を調査させるときは、調査をする者の氏名又は名称、調査の方法その他主務省令で定める事項を記載した書面を主務大臣に提出して、当該調査を実施させることができる旨の認定を受けることができる。この場合において、当該認定を受けて実施した調査の結果として当該契約が相当である旨の証明がなされた場合における当該認定会社の取締役には商法第二百四十六條第二項の規定は、適用しな

い。

2 前項前段の主務大臣の認定を受けた認定会社の取締役は、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る調査による証明を受けたことを当該主務大臣に報告しなければならぬ。この場合において、当該主務大臣は、当該認定に係る調査による証明を不当と認めるときは、当該報告を受けてから二週間以内限り、当該認定を取り消すことができる。

3 第一項前段の主務大臣の認定に係る調査による証明を受けた場合において、認定会社の取締役は、第一項前段の調査による証明を受けたことを証する書面及び第二項の規定による取消しを受けていないことを証する当該主務大臣の書面を商法第二百四十六条第一項において準用する同法第二百四十五条第一項の決議をすべき株主総会に提出しなければならない。

4 認定会社の取締役及び監査役は前項に掲げる書面を調査し、前項の株主総会にその意見を報告しなければならない。

5 第一項前段の主務大臣の認定に係る調査による証明を行った者が認定会社又は第三者に対して損害賠償の責めに任ずべき場合において、取締役又は監査役も、前項に規定する任務を怠ったことにより、その責めに任ずべきときは、その当該調査による証明を行った者、取締役及び監査役は、連帯債務者とする。

(中小企業信用保険法の特例)

第十一条の七 中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。)(の保険関係であつて、新事業分野開拓関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて行われる新事業分野開拓のための事業に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。))を受けた中小企業者に係るものについては、これらの規定中同表の中欄に掲げる

字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額	新事業創出促進法第十一条の七第一項に規定する新事業分野開拓関連保証(以下「新事業分野開拓関連保証」という。)(に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	が 保険価額の合計額	新事業分野開拓関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該保証をした者 当該債務者	新事業分野開拓関連保証及びその他の保証(ことに、それぞれ当該保証をした新事業分野開拓関連保証及びその他の保証)に、当該債務者

2

中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、新事業分野開拓関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは、「三億円(新事業創出促進法第十一条の三第二項に規定する認定計画に従つて行われる新事業分野開拓のための事業に必要な資金(以下、新事業分野開拓事業資金」という。))以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「二億円」と、「四億円」とあるのは、「六億円(新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「四億円」と、同条第二項中「二億円」とあるのは、「三億円(新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、

二億円」とする。

3 普通保険の保険関係であつて、新事業分野開拓関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

4 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、新事業分野開拓関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第三章・第四章 (略)

第五章 産業基盤整備基金の業務の特例

(産業基盤整備基金の新事業創出促進業務)

第三十二条 産業基盤整備基金(以下この章において「基金」という。)(は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。))第四十条第一項に規定する業務のほか、新たな事業の創出を促進するため次に掲げる業務を行う。

一 創業者(第二条第二項第六号に掲げる会社にあつては、特定会社が第九条第一項の規定により適用される産業活力再生特別措置法第三条第一項の認定(同法第四条第一項に規定する変更の認定を含む。))を受けた事業再構築計画に従つて設立したものに限り、(がその事業に必要な資金及び認定事業者が認定計画(第十一条の二第五項第一号及び第二号に適合するものとして認定を受けたものに限る。))に従つて行う新事業分野開拓のための事業に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 (略)

三 創業者(第一条第二項第四号に掲げる会社及び同項第六号に掲げる会社であつて特定会社が第九条第一項の規定により適用される産業活力再生特別措置法第三条第一項の認定(同法第四条第一項に規定する変更の認定を含む。)を受けた事業再構築計画に従つて設立したものに限る。)がその事業に必要な資金、認定事業者が認定計画(第十一条の二第五項第一号及び第二号に適合するものとして認定を受けたものに限る。)に従つて行う新事業分野開拓のための事業に必要な資金及び特定投資事業組合が行つ事業に必要な資金の出資を行うこと。

第三十二条の二(第三十五条 (略))

第六章 雑則

第三十六条・第三十七条 (略)

(報告の徴収)

第三十七条の二 主務大臣は、認定事業者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

(主務大臣)

第三十八条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項第一号に掲げる事項については、経済産業大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣及び第九条の規定により読み替えて適用される産業活力再生特別措置法第三十七条第一項の政令で定める大臣、第三条第二項第一号の二に掲げる事項については、経済産業大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣、同項第三号イに掲げる事項については、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣、同号ロに掲げる事項のうち労働者の知識及び技能の向上を図る支援事業を行う新事業支援機関に係る部分については経済産業大臣及び厚生労働大臣、同号ハに掲げる

事項については、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣とし、その他の部分については経済産業大臣とする。
2 第十一条の二から第十一条の六まで及び前条における主務大臣は、実施計画に係る新事業分野開拓のための事業を所管する大臣とする。

3 (略)

4 第九条第一項における主務省令は、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は同条の規定により読み替えて適用される産業活力再生特別措置法第三十七条第一項の政令で定める大臣であつて、当該業種を所管する大臣の発する命令とし、第十一条の二第一項、第三項、第四項第一号及び第五項第三号並びに第十一条の六第一項及び第二項における主務省令は、第二項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

第七章 罰則

第三十九条 第三十七条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をした者であるときは、行為者を罰するほか、法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則(平成一一年二月二日法律第二二三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日(平成一二年三月二日)から施行する。

(見直し)

第二条 政府は、平成十七年三月三十一日までの間に、この法律による改正後の新事業創出促進法(以下「改正後の新事業創出促進法」といふ。)第二章の二に規定する新事業分野開拓の促進に関する措置について、その施行の状況に

ついて検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行うものとする。

第三十七条 (略)

新事業創出促進法施行令(平成十一年政令第七号)

第一―五条 (略)

(新事業分野開拓連保証に係る保険料率)

第六条 法第十一条の七第四項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険(第九条において「普通保険」といふ。)にあつては〇・四―パーセント(手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(第九条において「無担保保険」といふ。)にあつては〇・二九パーセント(手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・二五パーセント)、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(第九条において「特別小口保険」といふ。)にあつては〇・一九パーセント(手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント)とする。

第七―十四条 (略)

附 則(平成一二年三月一日政令第五四号)抄

(施行期日)

第一条 この政令は、新事業創出促進法の一部を改正する法律(平成十一年法律第二二三号)の施行の日(平成一二年三月二日)から施行する。

新事業分野開拓に関する命令

(平成十二年総理府、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、建設省令第一号)

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 実施計画の認定等(第二条 - 第八条)
- 第三章 特例措置(第九条 - 第十五条)
- 第四章 雑則(第十六条)

第一章 総則

(用語)

第一条 この命令において使用する用語は、新事業創出促進法(以下「法」という。)及び新事業創出促進法施行令(平成十一年政令第七号。以下「令」という。)において使用する用語の例による。

第二章 実施計画の認定等

(実施計画の認定)

第二条 法第十一条の二第一項の規定により実施計画の認定を受けようとする者は、様式第一による申請書一通及びその写し一通を、主務大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書には、第一号及び第二号に掲げる書類(新事業分野開拓を実施しようとする者)以下「開拓者」という。(が特定会社である場合)あつては、第一号から第五号までに掲げる書類)を添付するものとする。

1 当該開拓者の定款の写し又はこれに準ずるもの及び当該開拓者が登記している場合にあつては、当該登記に係る登記簿謄本

二 当該開拓者の直近の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書又はこれらに準ずるもの

三 当該開拓者の株式を保有する特定投資事業組合に対

して通商産業大臣が交付した確認書の写し及び当該特定投資事業組合が作成した現に法第二条第五項に規定する特定投資事業組合に該当する旨の誓約書

四 当該開拓者と前号の特定投資事業組合との間で締結された特定投資事業組合による開拓者の発行する株式の取得に関する契約書の写し

五 当該開拓者が第五条第三号に規定する要件に該当する旨を証する書面

3 第一項の申請に係る実施計画の実施期間は、五年を超えない期間とする。ただし、主務大臣がやむを得ない事情があると認める場合には、七年を越えない期間とすることができる。

4 開拓者(法人に限る。)がその設立の日以後十年を超えて実施計画を実施しようとする場合又は中小企業者に該当しない場合(認定を受けた後に中小企業者に該当しなくなった場合を含む。)における当該開拓者に係る実施計画の実施期間は、前項の規定にかかわらず、当該開拓者が証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項に規定する証券取引所に上場されている株券又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券の発行者である会社となるまでの期間又は五年(主務大臣がやむを得ない事情があると認める場合には、七年)のいずれか短い期間とする。

5 主務大臣は、第一項の規定により提出を受けた場合において、法第十一条の二第一項の認定をするときは、当該提出を受けた日から、原則として二月以内に、当該認定に係る申請書に次のように記載し、かつ、記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「新事業創出促進法第11条の2第1項の規定に基づき認定する。」

6 主務大臣は、前項の認定をしないときは、様式第二による不認定通知書を当該申請者に交付するものとする。

(特定投資事業組合と特定会社との関係に関する事項)

第三条 法第十一条の二第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 当該特定投資事業組合が保有している当該特定会社の株式の取得価額

二 当該特定投資事業組合の無限責任組合員(当該無限責任組合員が法人である場合)あつては、当該法人の役員又は使用人(若しくは当該特定投資事業組合の委任を受けた者が当該特定会社の取締役、顧問その他これらに準ずる者に就任すること又は無限責任組合員が当該特定会社の取締役会において意見を述べる権利を有することその他これに類すること)により当該特定会社に対して積極的な指導を行う場合における当該積極的な指導を行う者の氏名

三 当該特定会社と当該特定投資事業組合の無限責任組合員が第五条第三号に規定する要件に該当する旨を証する事項

(事業の成長発展を図るために特に必要な要件)

第四条 法第十一条の二第四項第一号の主務省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 当該開拓者の取締役及び従業員以外の者が、当該開拓者の事業の成長発展を図るために必要となる知識又は技能を有すると認められること。

二 当該開拓者の取締役及び従業員以外の者に対して与えられる新株の引受権の行使について、適切な条件が付されていること。

(特定会社の事業活動に対する指導に関する要件)

第五条 法第十一条の二第五項第三号の主務省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 特定投資事業組合の保有する株式の数が当該特定会社の発行済株式の総数の百分の二十(当該特定会社の発行済株式の総数の百分の二十以上の数の株式を保有する特定投資事業組合がない場合)あつては、当該特定会社の発行済株式の総数の百分の十五以上の数の株式を保有する特定投資事業組合の保有する株式の数とその意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が保有する株式の数との合計数が、当該特定会社

の発行済株式の総数の百分の二十)以上の株式を保有していること又は特定投資事業組合の保有する当該特定会社の株式の取得価額の合計額が一億円を超えること。

二 特定投資事業組合の無限責任組員(当該無限責任組員が法人である場合にあつては、当該法人の役員又は使用人。以下この号において同じ。)若しくは特定投資事業組合の委任を受けた者が当該特定会社の取締役、顧問その他これらに準ずる者に就任すること又は無限責任組員が当該特定会社の取締役会において意見を述べる権利を有することその他これに類することにより当該特定会社に対して積極的な指導を行っていること。ただし、特定投資事業組合の保有している株式の数が当該特定会社の発行済株式の総数の百分の二十未満である場合にあつては、特定投資事業組合の無限責任組員又は特定投資事業組合の委任を受けた者が当該特定会社の取締役に就任していること。

三 特定投資事業組合が特定会社の株式を取得する前に、当該特定会社が当該特定投資事業組合の無限責任組員の子会社(新事業創出促進法施行規則(平成十一年通商産業省令第六号)第二条の二第三項に規定する子法人のうち、株式会社であるものをいう。)及び被支配会社(同条第二項第二号に規定する被支配法人のうち、株式会社であるものをいう。)でないこと。

2 法第十一条の三第三項において準用する法第十一条の二第五項の主務省令で定める要件は、前項第二号(同号中「特定会社」とあるのは「認定会社」と、「特定投資事業組合の保有している」とあるのは「実施計画の認定を受けたときに特定投資事業組合の保有していた」と、「百分の二十未満である場合」とあるのは「百分の二十未満である場合(現に百分の二十以上保有している場合を除く。)」とする。)に掲げるもの及び特定投資事業組合の保有する認定会社の株式の数(当該特定投資事業組合の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が保有する株式がある場合にあつては、その数と合わせた数)が実施計画の認定を受けた時より減少していないこととする。

(無限責任組員が組合等である場合の認定要件の特例)
第六条 特定投資事業組合の無限責任組員が民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条に規定する組合契約によつて成立する組合又は外国に所在する組合に類似する団体である場合にあつては、当該組合又は団体の業務執行者若しくはこれに準ずる者を当該特定投資事業組合の無限責任組員とみなして、第三条及び前条の規定を適用する。

(認定計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第七条 認定計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第十一条の三第一項の変更の認定を要しないものとする。

2 法第十一条の三第一項の規定により変更の認定を受けようとする者は、様式第三二による申請書一通及びその写し一通を、主務大臣に提出するものとする。

3 前項の申請書には、認定計画の写しを添付するものとする。

4 主務大臣は、第二項の規定により提出を受けた場合において、法第十一条の三第一項の認定をするときは、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書に次のように記載し、かつ、記名押印し、これを認定書として当該申請者に交付するものとする。
「新事業創出促進法第11条の3第1項の規定に基づき認定する。」

5 主務大臣は、前項の認定をしないときは、様式第四による不認定通知書を当該申請者に交付するものとする。

(認定計画の認定の取消し)

第八条 主務大臣は、法第十一条の三第二項に規定する場合のほか、第二条第一項の規定による認定の申請又は前条第二項の規定による変更の認定の申請が虚偽の記載がある申請書により行われたこと又は故意若しくは重大な過失により認定計画に記載されている新事業分野開拓の目標の達成が遅延していることが判明したときは、法第十一条の二第一項の認定を取り消すことができる。

2 主務大臣は、前項の規定により認定を取り消すときは、

様式第五による認定取消通知書を当該認定を受けている事業者に交付するものとする。

第三章 特例措置

(議決権のない株式の発行の特例に係る主務大臣の証明)
第九条 法第十一条の四第一項の規定により証明を受けようとする認定会社は、様式第六による申請書一通を、主務大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 当該認定会社の認定計画の写し
- 2 当該認定会社の定款の写し
- 3 議決権のない株式の発行に係る株式申込証の写し又はこれに準ずる書面

3 主務大臣は、第一項の規定による提出を受けた場合において、法第十一条の四第一項の証明をするときは、当該証明に係る申請書に次のように記載し、かつ、記名押印し、これを証明書として当該認定会社に交付するものとする。
「新事業創出促進法第11条の4第1項の規定に基づき、認定事業者であつて同条第2項に規定する会社である旨を証明する。」

4 主務大臣は、前項の証明をしないときは、証明できない理由を付して、その旨を当該認定会社に通知するものとする。

(認定支援者を活用しない場合の新株の引受権の付与の特例に係る主務大臣の証明)

第十条 法第十一条の五第一項の規定により証明を受けようとする認定会社は、様式第七による申請書一通を、主務大臣に提出するものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- 1 当該認定会社の認定計画の写し
- 2 当該認定会社の定款の写し
- 3 新株の引受権の付与の決議を行う株主総会の招集通

知の写し又はこれに準ずる書面

- 3 主務大臣は、第一項の規定による提出を受けた場合において、法第十一条の五第一項の証明をするときは、当該証明に係る申請書に次のように記載し、かつ、記名押印し、これを証明書として当該認定会社に交付するものとする。
「新事業創出促進法第11条の5第1項の規定に基づき、認定事業者であつて同条第4項に規定する会社でない旨を証明する。」
- 4 主務大臣は、前項の証明をしないときは、証明できない理由を付して、その旨を当該認定会社に通知するものとする。

(認定支援者を活用する場合の新株の引受権の付与の特例に係る主務大臣の証明)

- 11条 法第十一条の五第三項に規定する設立又は変更の登記の申請書に主務大臣の書面を添付するため、認定事業者である旨及び認定計画の内容の証明を受けようとする認定会社は、様式第八による申請書一通を、主務大臣に提出するものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 当該認定会社の認定計画の写し
 - 二 当該認定会社の定款の写し
- 3 主務大臣は、第一項の規定による提出を受けた場合において、法第十一条の五第三項の証明をするときは、当該証明に係る申請書に次のように記載し、かつ、記名押印し、これを証明書として当該認定会社に交付するものとする。
「新事業創出促進法第11条の5第3項の規定に基づき、認定事業者である旨及び同条第4項に規定する会社でない旨を証明する。」
- 4 主務大臣は、前項の証明をしないときは、証明できない理由を付して、その旨を当該認定会社に通知するものとする。

- 3 主務大臣は、第一項の規定による提出を受けた場合において、法第十一条の五第三項の証明をするときは、当該証明に係る申請書に次のように記載し、かつ、記名押印し、これを証明書として当該認定会社に交付するものとする。
「新事業創出促進法第11条の5第3項の規定に基づき、認定事業者である旨、認定計画の内容が申請書に記載されたとおりであること及び同条第4項に規定する会社である旨を証明する。」
- 4 主務大臣は、前項の証明をしないときは、証明できない理由を付して、その旨を当該認定会社に通知するものとする。

第十二条 法第十一条の五第三項に規定する新株の引受権

の行使により発行すべき株式の登記の申請書に主務大臣の書面を添付するため、認定事業者である旨の証明を受けようとする認定会社は、様式第九による申請書一通を、主務大臣に提出するものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 当該認定会社の認定計画の写し
 - 二 当該認定会社の定款の写し
 - 三 新株の引受権の付与の決議を行う株主総会の招集通知の写し又はこれに準ずるもの
- 3 主務大臣は、第一項の規定による提出を受けた場合において、法第十一条の五第三項の証明をするときは、当該証明に係る申請書に次のように記載し、かつ、記名押印し、これを証明書として当該認定会社に交付するものとする。
「新事業創出促進法第11条の5第3項の規定に基づき、認定事業者である旨及び同条第4項に規定する会社でない旨を証明する。」
- 4 主務大臣は、前項の証明をしないときは、証明できない理由を付して、その旨を当該認定会社に通知するものとする。

(事後設立における検査役調査に関する特例に係る書面に記載すべき事項)

- 13条 法第十一条の六第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 譲り受ける財産の内容
 - 二 譲り受ける財産の価格
 - 三 弁護士、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。)(又は監査法人が、譲り受ける財産の調査に係る事務を他の適当と認める者に行わせる場合には、その者の氏名又は名称
 - 四 弁護士、公認会計士又は監査法人が、財産を譲り受ける認定会社と利害関係を有する場合には、その関係

(事後設立における検査役調査に関する特例に係る認定)

第十四条 法第十一条の六第一項の規定により認定を受けようとする認定会社の取締役は、様式第十による申請書一通及びその写し一通を、主務大臣に提出するものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 当該認定会社の認定計画の写し
 - 二 譲り受ける財産に係る営業譲渡等の契約書(当該財産の目録を含むものに限る。)(の写し)
 - 三 当該調査をする者が弁護士、公認会計士又は監査法人の資格を有することを証する書面及び当該調査をする者の印鑑証明書
- 3 主務大臣は、第一項の規定により提出を受けた場合において、法第十一条の六第一項の認定をするときは、当該提出を受けた日から、原則として二週間以内に、当該認定に係る申請書に次のように記載し、かつ、記名押印し、これを認定書として当該取締役に交付するものとする。
「新事業創出促進法第11条の6第1項の規定に基づき認定する。」
- 4 主務大臣は、前項の認定をしないときは、様式第十一による不認定通知書を当該取締役に交付するものとする。

(事後設立における検査役調査に関する特例に係る証明を受けたことの報告)

- 15条 法第十一条の六第二項の証明を受けたことの報告をしようとする認定会社の取締役は、様式第十二による報告書一通及びその写し一通を、主務大臣に提出するものとする。
- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 法第十一条の六第一項の主務大臣の認定に係る調査による証明書の写し(調査をした者が前条第二項により主務大臣に提出した同項第三号の印鑑証明書と同一の印影のあるものに限る。)
 - 二 弁護士、公認会計士又は監査法人が、譲り受ける財産の調査に係る事務を他の適当と認める者に行わせる場合において、その者が当該調査に係る事務を行うときは、

その鑑定評価書

3 主務大臣は、第一項の規定による提出を受けた場合において、法第十一条の六第二項の規定に基づき当該証明を不当と認めるときを除き、当該報告書に次のように記載し、かつ、記名押印し、これを同項の規定による取消しを受けていないことを証する書面として当該取締役に交付するものとする。

「新事業創出促進法第11条の6第1項の認定は、同条第2項の規定による取消しを受けていないことを証明する。」

4 主務大臣は、法第十一条の六第二項の規定により認定を取り消すときは、様式第十三による認定取消通知書を、第一項の規定による提出を受けてから二週間以内に、当該取締役に交付するものとする。

第四章 雑則

(実施状況の報告)

第十六条 認定事業者は、当該認定計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該各事業年度が開始した日以後六月間を経過した日及び当該各事業年度の終了の日後三月以内に、様式第十四による報告書を主務大臣に提出するものとする。

附則

この命令は、新事業創出促進法の一部を改正する法律の施行の日(平成十二年三月二日)から施行する。

主務大臣 名 殿

住 所

名 称

代表者の氏名

印

新事業創出促進法第 1 1 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。
記

1. 新事業分野開拓の目標
2. 新事業分野開拓の内容
3. 新事業分野開拓の実施時期
4. 新事業分野開拓の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

(記載要領)

1. 新事業分野開拓の目標
 - (1) 新事業分野開拓に係る事業の目標を要約的に記載する。
 - (2) 外部監査の導入時期を記載する。
 - (3) 別表 1 により、目標を達成するまでの資本政策等を記載する。
2. 新事業分野開拓の内容
 - (1) 別表 2 により、新事業分野開拓に係る事業の内容を具体的に記載する。
 - (2) 申請者が新事業分野開拓を実施する法人を設立しようとする者である場合には、申請者と当該法人の関係(役員又は従業員の兼任若しくは派遣等の人的関係及び資本関係)を記した書面を添付する。
 - (3) 実施計画に特定支援者を活用する計画を含める場合には、その名称及び当該特定支援者が法第 1 1 条の 2 第 4 項の特定支援者であることの説明を記載する。
 - (4) 実施計画に資産の譲受けに関する計画を含める場合には、譲り受ける資産の内容及び当該資産の譲受けが新事業分野開拓のための事業に必要なものであることの説明を記載する。
 - (5) 実施計画に議決権のない株式の発行に関する計画を含める場合には、発行する株式の数及び内容を記載する。
 - (6) 実施計画に新株の引受権の付与の特例に関する計画を含める場合には、新株の引受権の付与の特例の必要性、付与株数、付与予定者名を記載する。
 - (7) 新事業分野開拓の実施に当たっては、上記(4)(5)(6)のいずれかの措置を講ずるものとする。
3. 新事業分野開拓の実施時期
 - (1) 新事業分野開拓の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。
 - (2) 別表 3 により、毎事業年度の新事業分野開拓の実施予定を記載する。(売上高、経常利益、従業員数を含む。)
4. 新事業分野開拓の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - (1) 実施体制について、社内の組織体制、人員配置、主要な構成員の経歴等具体的に記載する。
 - (2) 販売方法について、主要な材料の・商品の調達方法、新事業分野開拓に係る製品の生産体制、販売方法等について具体的に記載する。
 - (3) 別表 4 により、新事業分野開拓の実施に係る財務計画を記載する。
 - (4) 別表 5 により、新事業分野開拓の実施に必要な資金の額及びその調達方法を記載する。
 - (5) 当該資金の使途及び調達方法について内訳を記載した資料を添付する。
 - (6) 特定会社と特定投資事業組合との関係に関する事項を含める場合は、当該特定投資事業組合が保有している特定会社の株式の数及びその取得価額、積極的な指導を行う取締役等の氏名及び申請者が当該無限責任組合員の子会社又は被支配会社でないことの説明を記載する。(この場合には、上記(1)～(5)を省略することができる。)

別表 1

資本政策等株式上場又は店頭公開等に向けた具体的計画

年 度	資 本 政 策 (注 1)	備 考 (注 2)
年度		

注 1 : 資本政策については、増資等の内容(額、株主数等)を、実施する予定の年度毎に記載する。

注 2 : 備考については、社内体制の整備、関係会社の整備、証券会社の選定、株式公開の申請等の作業内容を、実施する予定の年度毎に記載する。

別表 2

新事業分野開拓の内容

事業名	
事業の概要	
商品・役務の内容及び新規性（注1）	
商品の生産・販売、役務の提供方式の改善点（注2）	
新技術、ノウハウ等の内容（注3）	
事業の実現性（注4）	
工業所有権所有状況（特許権、実用新案権、商標権等）（注5）	名称 所有者 内容（当該事業との関連も記入） 有効期間 （出願中のもの）
当該事業に関する技術についての公的機関による評価（注6）	
開拓される新たな事業分野の内容	
主たる需要者の概要	
開拓される事業市場の規模	
競合・代替性のある既存商品・サービス（ない場合は記入不要）	商品・サービス名 現在の市場規模 既存商品・サービスによる代替性の度合い
計画最終期における見通し	市場における総販売額 当社シェア 予測の根拠
予定する支援措置（注7）	議決権のない株式の発行の特例 新株引受権の付与の特例 資産の譲受けに関する検査役調査の特例

注1：商品・役務の内容及び需要者からみて既存の商品・役務とは異なる使用価値や効果を持つ場合、その相違点・優位性を記載する。

注2：当該事業が既存事業に比して、商品の生産・販売、役務の提供のコストの削減、商品・役務の質の向上等の改善点を持つ場合、その内容を簡潔かつ具体的に記載する。

注3：新商品の生産、新役務の提供、商品の生産・販売、役務の提供方式の改善の要因となる技術、ノウハウ等の内容を既存技術、ノウハウとの相違点、優位性を明らかにした上で、具体的、定量的に記載する。専門的試験結果等については、別途資料を添付する。

注4：商品・サービスの開発段階、試作段階、商品化段階の別、製造技術の確立状況、事業者の行う事業全体における当該事業の位置づけ、経営者の経歴と当該事業との関係等事業の実現性を証する事項を記載する。

注5：名称、所有者、内容（当該事業との関連も含めて記載する）有効期間を記載する。

注6：評価した機関の名称又は評価した者の名称及び役職、評価の概要を記載する。（必要に応じて評価に関する資料を添付する。）

注7：いずれかに 印をつける。

別表3

新事業分野開拓の実施時期

年 度	実 施 内 容
年度	
年度	
年度	

別表4

新事業分野開拓の実施に係る財務計画

（単位：百万円）

	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	
売上高						
売上原価						
売上総利益						
一般管理販売費						
営業利益						
営業外収益						

営業外費用						
経常利益						
特別損益						
税引前利益						
税引後利益						
当期純利益						
繰越利益						
減価償却						

別表 5

新事業分野開拓を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

調達方法等 資金需要	調達額	調達時期	調達方法				備考
			自己資金	借入・社債	出資	その他(注1)	
設備資金							
増加運転資金							
研究開発費							

注1：リース資金は「その他」に記載し、当該リースを行う事業者の名称を「備考」に記載する。

(備考)

1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第2

新事業分野開拓の実施に関する計画に係る不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

印

平成 年 月 日付けで認定申請のあった実施計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

(記載要領)

新事業創出促進法第11条の2第5項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

(備考)用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第3

新事業分野開拓の実施に関する計画の変更認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所

名 称

代表者の氏名

印

平成 年 月 日付けで認定を受けた実施計画について下記のとおり変更したいので、新事業創出促進法第11条の3第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項
2. 変更事項の内容(注)

注：変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

(備考)

1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第4

新事業分野開拓の実施に関する計画の変更不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名 印

平成 年 月 日付けで変更認定申請のあった実施計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記
不認定の理由

(記載要領)

新事業創出促進法第 1 1 条の 2 第 5 項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式第 5

新事業分野開拓の実施に関する計画の認定取消通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

印

平成 年 月 日付けで認定をした実施計画については、下記の理由により認定を取り消します。

記
認定を取り消す理由

(記載要領)

新事業創出促進法第 1 1 条の 3 第 2 項及び本施行規則第 8 条第 1 項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式第 6

議決権のない株式の発行の特例に係る証明の申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

印

新事業創出促進法第 1 1 条の 4 第 1 項の規定に基づく証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 : 新事業分野開拓の認定を受けた年月日

2 : 発行する議決権のない株式の払込期日

(備考)

- 1 . 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 . 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式第 7

認定支援者を活用しない場合の新株の引受権の特例に係る証明の申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

印

新事業創出促進法第 1 1 条の 5 第 1 項の規定に基づく証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 : 新事業分野開拓の認定を受けた年月日

2 : 新株の引受権を付与する決議を行う株主総会の会日

(備考)

- 1 . 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 . 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式第 8

認定支援者を活用する場合の新株引受権の付与の特例に係る認定事業者である旨及び認定計画の内容についての証明の申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

印

新事業創出促進法第11条の5第3項の規定に基づき、認定事業者である旨及び認定計画の内容についての証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 新事業分野開拓の認定を受けた年月日
2. 認定計画の内容
(備考)
 1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第9

認定支援者を活用する場合の新株引受権の付与の特例に係る認定事業者である旨についての証明の申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

印

新事業創出促進法第11条の5第3項の規定に基づき、認定事業者である旨について証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 新事業分野開拓の認定を受けた年月日
2. 新株の引受権を付与する決議を行う株主総会の会日
(備考)
 1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第10

事後設立における検査役調査に関する特例に係る認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

印

新事業創出促進法第11条の6第1項の規定に基づく認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 調査をする者の氏名又は名称
2. 調査の方法
3. 新事業分野開拓の認定を受けた年月日
4. 譲り受ける財産の内容
5. 譲り受ける財産の価格
6. 弁護士、公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第16条の2第3項に規定する外国公認会計士を含む。以下この申請書において同じ。)又は監査法人が、譲り受ける財産の調査に係る事務を他の適当と認める者に行わせる場合には、その者の氏名又は名称
7. 弁護士、公認会計士又は監査法人が、財産を出資され又は譲り受ける事業者と利害関係を有する場合には、その関係
(備考)
 1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第11

事後設立における検査役調査に関する特例に係る不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

印

平成 年 月 日付けで認定申請のあった新事業創出促進法第 11 条の 6 第 1 項に係る認定については、下記の理由により認定をしないものとします。

記
不認定の理由

(記載要領)

新事業創出促進法第 11 条の 6 第 1 項に係る認定をしない理由を具体的に記載する。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式第 12

事後設立における検査役調査に関する特例に係る証明を受けたことの報告

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称

代表者の氏名

印

平成 年 月 日に受けた新事業創出促進法第 11 条の 6 第 1 項の規定に基づく認定に係る同法第 11 条の 6 第 2 項の証明を受けたことを下記のとおり報告します。

記

1. 新事業創出促進法第 11 条の 6 第 1 項の認定に係る調査による証明の結果
2. 弁護士、公認会計士(公認会計士法(昭和 23 年法律第 103 号)第 16 条の 2 第 3 項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人が、出資され又は譲り受ける財産の調査に係る事務を他の適当と認める者に行わせる場合において、その者が当該財産に係る鑑定評価を行うときは、その鑑定評価の結果

(備考)

1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式第 13

事後設立における検査役調査に関する特例に係る認定取消通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

印

平成 年 月 日付けで認定申請のあった新事業創出促進法第 11 条の 6 第 1 項に係る認定については、下記の理由により認定を取り消します。

記
認定を取り消す理由

(記載要領)

新事業創出促進法第 11 条の 6 第 1 項に係る認定を取り消す理由を具体的に記載する。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式第 14

平成 年度(上期・下期)における新事業分野開拓の実施計画の実施状況報告書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称

代表者の氏名

印

平成 年 月 日付けで認定を受けた新事業分野開拓の実施計画の平成 年度(上期・下期)の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 新事業分野開拓の実施計画の実施状況(注 1)
2. 適用を受けた支援措置の内容とその実施状況(注 2)
注 1: 新事業分野開拓の実施計画の実施状況について、計画と実績を対比させ別表 1 及び別表 2 により記載するとともに、目標を達成するための資本政策及び外部監査に関する実施状況を記載する。
注 2: 適用を受けた支援措置の内容とその実施状況を具体的に記載する。
(1) 実施計画に議決権のない株式の発行の特例を使用した者は、発行株数、引受価格、引受者名を記載する。
(2) 実施計画に新株の引受権の付与の特例を使用した者は、特別決議の期日、付与者名及び付与株数を記載する。

(3) 実施計画に特定支援者を活用する計画を含めた場合には、特別決議の期日、認定支援者の氏名及び役職、付与株数を記載する。

(4) 実施計画に資産の譲受けに関する計画を含めた場合には、譲り受けた資産の内容及び価格を記載する。

別表 1

(単位：百万円)

項 目		前年度（決算・中間決算期）		当年度（決算・中間決算期）	
			うち新事業分野開拓事業		うち新事業分野開拓事業
売 上 高	計 画				
	実 績				
営 業 利 益	計 画				
	実 績				
税引前利益	計 画				
	実 績				
当期純利益	計 画				
	実 績				

別表 2

項 目	前年度（決算・中間決算期）		当年度（決算・中間決算期）	
		うち新事業分野開拓事業		うち新事業分野開拓事業
従 業 員 数（ 人 ）				

(備考)

1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

新たな事業の創出を促進するための基本方針

(平成十一年厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省告示第一号)

国は、新事業創出促進法(以下「本法」という。)に基づき、新たな事業の創出を促進するための総合的な施策を展開していくが、こうした施策が従来の施策とも連携が図られ、活力ある経済社会を構築していくという目的を十分に達成できるように、その施策についての基本的な考え方を明らかにする基本方針を定める。

一 (略)

一の二 新事業分野開拓の促進に関する次に掲げる事項

(一) 新事業分野開拓による新たな事業の創出の意義及び必要性に関する事項

新商品の生産、新役務の提供及び新技術を利用した事業方式の改善によって新たな事業分野の開拓を図ることとは、リスクは高いが、成功すれば、短期間に大きな事業及び雇用の機会を創出し得る、当該先駆的な商品や役務又は画期的な技術革新によって新たな市場が創出され又は拡大され、当該市場に参入する他の事業者に対して新しい事業機会をもたらす、当該新たな商品、役務及び技術等により派生的に新しい事業(原材料供給、流通、販売、品質評価、補修等)を創出させるといった意義を有している。

特に、グローバル競争が激化し、高齢化が急速に進展しつつある我が国の状況下では、新たな産業フロンティアを切り拓くことの重要性は一層高まっている。これらにかんがみ、我が国においては、資金、人材、技術等の経営資源がこつした新たな事業分野を開拓するような事業活動に円滑に供給されるような環境を整備することが不可欠である。

(二) 新事業分野開拓の内容に関する事項

法第二条第四項に規定する「新事業分野開拓」は、以下の内容を有するものとする。

1 事業の著しい成長発展に向けた計画

「事業者がその事業の著しい成長発展を目指す」とは、事業者が、その営む事業の売上高、利益、資産従業員数等を増加させることにより、短期間のうちに株式上場又は店頭公開等を行うための、的確な市場の把握に基づく具体的かつ確実な計画を有していることをいうものとする。ここでいう「短期間」とは、当該事業者が事業を開始し、又は会社を設立してから五年を経過していない場合にあつては当該事業の開始又は会社の設立の日以降十年、その他の場合にあつては新事業分野開拓の開始の日から五年を目安とし、「具体的かつ確実な計画」には当該事業者が短期間のうちに株式上場又は店頭公開等を行うために必要な資本政策及び外部監査等の適切な措置を含むものとする。

2 事業の新規性

「新商品の生産若しくは新役務の提供又は新技術を利用した商品の生産若しくは販売若しくは役務の提供の方式の改善により、新たな事業分野の開拓を図るもの」とは、以下のものをいう。

(1) 新商品の生産若しくは新役務の提供による新たな事業分野の開拓

「新商品」又は「新役務」とは、新規性を有する商品又は役務であるが、この新規性とは、当該商品又は役務が通常の取引において又は社会通念上新しいと認められることをいう。

この新規性の存在は、商品にあつては、日本標準産業分類等を参酌しつつ、当該商品が既に我が国において企業化されている商品とは通常の取引において又は社会通念上別個の範疇に属するものである場合のほか、同一の範疇に属するものであつても、既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものに準ずると認められる場合に肯定される。また、役務にあつても、新規性の存在は、同様の場合に肯定されるものとする。

特に商品の新規性については、海外における当該商品の企業化の状況をも考慮するものとする。

(2) 新技術を利用した商品の生産若しくは販売又

は役務の提供の方式の改善による新たな事業分野の開拓

「新技術を利用」とするとは、未だ企業化されていない技術(技術上又は経営上のノウハウを含む。以下同じ。)を利用すること又は既に企業化されている技術を、日本標準産業分類等を参酌しつつ、従来それを適用して生産し、若しくは販売していた商品とは通常の取引において若しくは社会通念上異なる範疇に属する商品の生産若しくは販売に若しくは従来それを適用して提供していた役務とは通常の取引において若しくは社会通念上異なる範疇に属する役務の提供に適用することをいう。

「商品の生産若しくは販売又は役務の提供の方式を改善する」とは、生産若しくは販売される商品又は提供される役務は新規性を有しないが、新技術を利用することによって商品の生産若しくは販売過程又は役務の提供方法を改善することによって商品又は役務の価格の著しい低下や質の著しい向上をもたらすことをいう。

(三) その他新事業分野開拓の促進に関し配慮すべき事項

国は、新事業分野開拓を図る事業活動の促進のため、次に掲げる諸点について十分に配慮することとする。

1 新事業分野開拓に向けた取組の確実かつ適正な実施を確保するため、認定事業者の事業の実施状況を定期的に調査し把握すること。

2 事業者の新事業分野開拓に向けた取組を活性化させるため、関連施策の周知徹底に努めること。

3 新事業分野開拓に係る支援を効果的に実施していくため、関係省庁間相互及び関係機関との間の緊密な連携を確保すること。

二・三 (略)

附則

この告示は、新事業創出促進法の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百二十三号)の施行の日(平成十二年三月二日)から施行する。